

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 平成16年6月24日条例第27号</p> <p>(斜面地対象行為の計画の確認)</p> <p>第4条 斜面地対象行為者は、斜面地対象行為を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その計画が次条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、市長の確認を受けなければならない。この場合において、当該確認は、次の各号に掲げる斜面地対象行為の区分に応じ、当該各号に定める日までに受けるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要する開発行為に該当するもの 当該許可の申請を行う日</p> <p>(2) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要しない開発行為で規則で定めるものに該当するもの 規則で定める日</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知を行う日</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次条各号に掲げる基準に適合していることを確認したとき又は適合しないことを認めるときは、その旨を斜面地対象行為者に通知するものとする。</p>	<p>○川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 平成16年6月24日条例第27号</p> <p>(斜面地対象行為の計画の確認)</p> <p>第4条 斜面地対象行為者は、斜面地対象行為を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その計画が次条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、市長の確認を受けなければならない。この場合において、当該確認は、次の各号に掲げる斜面地対象行為の区分に応じ、当該各号に定める日までに受けるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要する開発行為に該当するもの 当該許可の申請を行う日</p> <p>(2) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要しない開発行為で規則で定めるものに該当するもの 規則で定める日</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第2項に規定する計画の通知を行う日</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次条各号に掲げる基準に適合していることを確認したとき又は適合しないことを認めるときは、その旨を斜面地対象行為者に通知するものとする。</p>